藤井寺市立学校における臨時休業期間について(4月28日版)

平素から本市小中学校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、藤井寺市立学校における臨時休業等の措置については、4月の始業日から 5月6日(水)までの間を臨時休業の期間として設定しております。

今後、<u>大阪府教育庁の府立学校に対する休業期間の終了、または延長の判断に合</u> <u>わせ、藤井寺市立学校の臨時休業期間を府立学校と同じ期間で設定いたします。</u>

保護者のみなさまにおかれましては今後、大阪府が発表する府立学校再開の判断 を報道等で注視いただきますようお願いいたします。

なお、昨日、大阪府教育庁より報道発表がありましたので、対応については下記 のとおりとします。

記

- 1. 大阪府教育庁の発表内容
 - ・府立学校の休校を5月10日まで延長する。
 - ・11日以降の再開については、国の緊急事態宣言の動向などを踏まえ改め て判断する。
- 2. 本市の対応

藤井寺市立学校の臨時休業期間を5月10日まで延長する。

※上記は本市の現時点での対応です。大阪府教育庁の対応に合わせて、対応 を変更します。変更した場合は改めてホームページに掲載します。

※問い合わせ先:藤井寺市教育委員会 学校教育課 ☎072-939-1402